

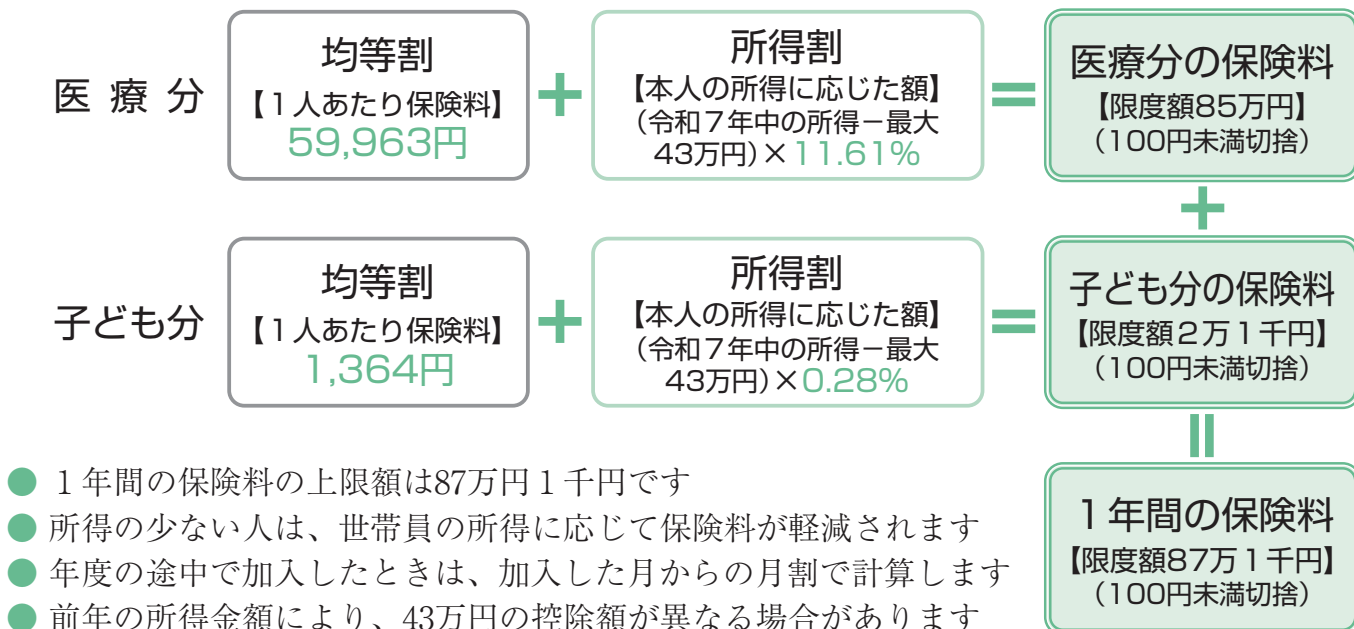
後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 令和8年度の保険料などについて ～

◆後期高齢者医療保険料額をお知らせします

令和8年度の保険料につきましては、6月中旬頃に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》



- 1年間の保険料の上限額は87万円1千円です
- 所得の少ない人は、世帯員の所得に応じて保険料が軽減されます
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します
- 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります

◆保険料の納付方法

保険料の納付方法は審査により**特別徴収**と**普通徴収**のいずれかの方法に決定されつぎのとおり納めていただきます。

納付方法		説明
特別徴収	年金天引き	年金から直接通知書に記載された保険料が引かれます。 そのため自身で保険料を納める必要はありません。
普通徴収	口座振替による納付 ※事前に手続きが必要です	納付期限日に指定された口座から通知書に記載された保険料が引かれます。 また、申し出により最初の振替日に全期分を一括で納めることも可能です。
	納付書による納付	保険料のお知らせに納付書を同封しますので、届いた納付書にて納付期限までに役場出納室・金融機関窓口・コンビニなどで納めてください。

※審査により年度の途中で特別徴収と普通徴収が切り替わる可能性があります

お問い合わせ先：福祉課 後期高齢者医療保険担当 ☎47-4682